

介護保険の利用者負担額を軽減します

問介護保険課介護保険給付係 (☎5722-9847、Fax: 5722-9716)

介護保険には、要件を満たすと利用料などを減額できる制度があります。減額には申請が必要です。減額が認定されたかたには認定証を発行し、申請月の初日から減額します。詳細はホームページ(右コード)をご覧いただけます。



居宅サービス等利用者負担額軽減制度 (区独自の制度)

介護保険の居宅サービス利用者負担額を軽減します。

減額割合 2分の1

対象	*介護予防を含む	要件										
訪問入浴介護*	訪問看護*	訪問リハビリテーション*	通所リハビリテーション*	短期入所生活介護(ショートステイ)*	短期入所療養介護*	認知症対応型通所介護*	小規模多機能型居宅介護*	訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の予防給付相当サービス・区独自基準サービス	次の①～③すべてを満たすかた(生活保護受給者を除く)	①住民税非課税世帯で、本人の合計所得が0円(住民税の申告が必要な場合あり)	②利用者が税法上の被扶養者である場合は、扶養者が住民税非課税	③同住所地に居住する兄弟姉妹、直系血族(子、孫など)が住民税非課税

介護保険負担限度額認定

特別養護老人ホームや短期入所の食費と居住費(滞在費)の自己負担額を軽減します。

減額割合 認定条件により異なる

対象	要件
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 住民税非課税世帯で次の①②いずれも満たすかた <ul style="list-style-type: none"> ①世帯分離をしている配偶者(事実婚を含む)がいる場合、そのかたも住民税非課税 ②預貯金などが、一定額以下(所得(年金等)により異なる)

社会福祉法人などの利用者負担軽減制度

特別養護老人ホーム入所者の利用者負担額・食費・居住費を軽減します。

減額割合 4分の1

※老齢福祉年金受給者は2分の1

※生活保護受給者は個室の居住費のみ全額減額

対象	要件
特別養護老人ホーム ※実施していない施設あり	対象施設利用者のうち、次の①～⑥すべてを満たすかた <ul style="list-style-type: none"> ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算) ②預貯金などが単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算) ③日常生活に使う資産以外に活用する資産がない ④負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない ⑥介護保険負担限度額認定を受けている

8月の健康相談など

※新型コロナウイルス感染症対策のため休止する場合があります

事業名	保健予防課	碑文谷保健センター
肝炎検査 (区民無料・予約制)	27(金) 8:45～10:30	☎5722-9396
歯科相談(予約制)	火曜日(10・24日を除く) <乳幼児>9:00～10:00 <一般>10:00～10:30	☎5722-7057
精神保健相談(専門医による・予約制)	12(木)・25(水) 13:30～15:30	
精神保健家族会(予約制)	16(月)13:30～14:45	
依存問題等家族相談(予約制)	〈個別〉 17(火)13:50～16:00 20(金)15:00～15:30 <グループ> 20(金)13:30～14:45	☎5722-9504
思春期・青年期の親の会(予約制)	〈個別〉 16(月)15:00～15:30 <グループ> 16(月)13:30～14:45	
健康相談	月～金曜日(祝・休日を除く) 8:30～17:00	
HIV・性感染症相談・検査(予約制)	16(月)9:00～11:00	☎5722-9896
検便(細菌検査)受け付け(有料)		火・水曜日(31日を除く) 9:00～12:00、13:00～15:00

※パーキンソン教室、ことばの相談室は、現在中止しています。最新の状況はホームページをご覧ください、お問い合わせください。

問保健予防課保健管理係 (☎5722-9396、Fax: 5722-9508)

碑文谷保健センター保健サービス係 (☎3711-6446、Fax: 5722-9330)

休日・土曜日・平日夜間などの診療・調剤案内

※事前連絡が必要です

小内 兒科 科・ 小兒科	鷺番休日診療所 (土)17:00～21:30 (休)9:00～11:30、13:00～21:30 鷺番2-6-10 目黒区医師会館別館内 ☎3716-5311
	八雲休日診療所 (休)9:00～11:30、13:00～16:30 八雲1-1-8 区民キャンパス内 ☎5701-2492
	平日夜間小児初期救急診療 祝・休日を除く(月)～(金)20:00～22:45 大橋2-22-36 東邦大学医療センター大橋病院内 ☎3468-1251
調 剤	鷺番薬局 (土)17:00～22:00 (休)9:00～22:00 鷺番1-7-11 クレール鷺番101 ☎3792-6260
	八雲休日調剤薬局 (休)9:00～17:00 八雲1-1-8 区民キャンパス内 ☎5701-2587
歯 科	▼歯科の診療時間は9:00～11:30、13:00～16:30 7月25日(日) おがわ歯科医院 目黒本町4-7-11 ☎3712-5696
	8月1日(日) 米津歯科医院 目黒本町1-10-13 ☎3711-1767

東京都医療機関案内サービスひまわり (24時間受け付け)

☎5272-0303



新型コロナウイルス感染症

感染が疑われる
かたの相談

東京都発熱相談センター ☎5320-4592 (無休、24時間)
電話での相談が難しい場合は Fax: 5388-1396

ワクチンについての
問い合わせ

目黒区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-058-050、Fax: 5722-7048
(月～土曜日8:30～17:00。祝・休日を除く)

くらしの相談

新型コロナウイルス感染症対策として一部の相談を休止しています。実施状況を、事前にお問い合わせください

相談名	相談日時	問い合わせ・申し込み	相談名	相談日時	問い合わせ・申し込み
法律相談(予約制・前週の水曜日から受け付け)	毎週(水)、第1・2・4・5(木) 第3(木)	13:00～16:00 9:00～12:00	女性のためのからだの相談(電話相談可)	第1・3(土)	10:00～12:00 男女平等・共同参画センター ☎5721-8573
税務相談(予約制・前週の火曜日から受け付け)	第1～4(火)	13:00～16:00	女性のこころの悩みなんでも相談(電話相談可)	毎週(火)(木)(金)(土) 毎週(水)	10:00～16:00 男女平等・共同参画センター ☎5721-8572
不動産取引相談(予約制・前週の月曜日から受け付け)	第2・4(月)	13:00～16:00	子育て総合相談(電話相談可)	毎週(月)～(土)	8:30～17:00 子育て支援課ほ・ねっとひろば ☎3715-2641
登記・成年後見制度相談(予約制・前週の月曜日から受け付け)	第3(月)	13:00～16:00	子ども相談室(電話相談可)	毎週(水)～(土)	10:00～17:00 めぐろはあとねっと(子どもの権利擁護委員制度) ☎0120-324-810(相談日のみ)
こころの相談(予約制・電話相談可)	毎週(金)	13:00～16:00	保健福祉サービス苦情調整委員による相談	週1回(詳細はお問い合わせください)	午前または午後 権利擁護センター「めぐろ」 ☎5768-3963
少年相談(前日までに予約)	第3(火)	13:00～16:00	内職相談	毎週(月)～(金)	8:30～17:00 高齢福祉課いきがい支援係 ☎5722-9719
年金・労務相談(予約制・前週の金曜日から受け付け)	第3(金)	13:00～16:00	ワークサポートめぐろ就労相談	毎週(月)～(金) 10:00～17:00	ハローワーク相談室 ☎5722-9326 キャリア相談コーナー ☎5722-9632
行政相談(予約制)	第1(月)	13:00～16:00	受発注情報室(電話相談のみ)	毎週(月)～(金)	10:00～11:30 中小企業センター内
行政書士相談(予約制・前週の月曜日から受け付け)	13:00～16:00	男女平等・共同参画センター ☎5722-9601	創業相談室(予約制)	毎週(火)～(木)	13:00～16:00 ☎3711-1185
外国人相談	英語=毎週(月)～(金)、中国語=毎週(月)(火)(水)(金)、ハングル=第1・3(木)、タガログ語=第2・4(木)	13:00～16:00 (英語は9:00から) 13:00～17:00	消費生活相談(電話相談可)	毎週(月)～(金)	9:30～16:30 消費生活センター相談コーナー ☎3711-1140
人権身の上相談(予約制)	第1・3(木)	13:00～16:00 当日受け付けは15:00まで	生活の相談(生活の不安・困り事相談)	毎週(月)～(金)	8:30～17:00 めぐろくらしの相談窓口 ☎5722-9370
男女平等・共同参画オンブズ(苦情処理機関)相談(予約制)	日時は相談に応じます	男女平等・共同参画オンブズ ☎5722-9601	住宅増改修相談	第2・4(金)。8月の第2を除く	10:00～16:00 住宅課居住支援係 ☎5722-9878
女性のための法律相談(予約制)	第2・4(土)	9:30～12:05	福祉の相談窓口(サンデーコンシェルジュ)	第4(日)	9:00～17:00 福祉の相談窓口 ☎5722-9037、Fax: 5722-9062